

法人市民税 均等割 区分別税率一覧表

法人等の区分			税率 (均等割額)
資本金額等	市内の従業者数の合計	名称	
50億円を超える	50人を超える	9号法人	3,600,000円
10億円を超え50億円以下	50人を超える	8号法人	2,100,000円
10億円を超える	50人以下	7号法人	492,000円
1億円を超え10億円以下	50人を超える	6号法人	480,000円
1億円を超え10億円以下	50人以下	5号法人	192,000円
1千万円を超え1億円以下	50人を超える	4号法人	180,000円
1千万円を超え1億円以下	50人以下	3号法人	156,000円
1千万円以下	50人を超える	2号法人	144,000円
1千万円以下	50人以下	1号法人	60,000円
上記以外の法人	—		60,000円

※上記以外の法人とは次のような法人が該当します。

- ・申告納付義務のある公共法人、公益法人
(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行っているものを除く)
- ・一般社団法人、一般財団法人(特例民法法人を含む)
- ・人格のない社団等
- ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの